

信販会社による所有権留保を活用した自動車販売の 法的検討における留意点

田村 耕一

はじめに

- 一 新車販売の実態と道路運送車両法
- 二 最判平22年以降の判決例
- 三 これまでに指摘された見解と本稿に基づく指摘
おわりに

はじめに

最高裁判平成22年6月4日第二小法廷判決・民集64巻4号1107頁(以下、「最判平22年」という)は、買主の民事再生手続において、自動車の登録名義が販売会社のままでは、所有権を有する信販会社は別除権を行使することができないと判示した。これを受けて、倒産実務では、様々な問題が生じている。^①特に、本来ならば同時廃止の事案が管財事件となったり、倒産手続開始前に既に自動車が引き揚げられ所有権留保の実行が終わった場合も管財人による否認の訴えが提起されたりしている。^②これらは、信販会社の所有権帰属自体を前提としても、結論的には債務者の責任財産を構成する、という理解あるいは望ましい処理に基づくものである。

最判平22年については、既に多くの評釈があるが、「できるのに登録移転を怠った信販会社は不利益を受けても仕

方がない」という先入観を前提とするものが多く、製造メーカー系列の信販会社という点に特に意味を指摘するものはなかった。しかし、前号 21 頁に掲載した筆者による最判平 22 年「批評（以下、「拙稿」という）」で分析した製造メーカー系列の三者契約によると、第一に、販売会社が有する自動車の所有権は、信販会社の利用にかかわらず売買代金債権（債権①）と部品・修理・点検代（債権②）を確保するために留保される。第二に、債権①の一部立替払によって販売会社から信販会社に代位によって自動車の所有権が移転する。第三に、代位によって移転した所有権の被担保債権が求償権等（債権③）と他の契約から生じた債権（債権④）に変更される。第四に、債権③と④が完済された後も販売会社は引き続き債権①及び②を所有権で担保することが予定されている。以上からすると、担保としての所有権の活用であり、一部弁済における代位と同じく、担保（権）の準共有という状態である。そして、原債権者である販売会社で登録（公示）がなされた上で、準共有者間では代位者の債権③④が優先すると合意されている。販売会社が原債権者であるから法的にも、また、顧客管理と物への具体的関与者が登録名義者となるべきという点からも、販売会社名義で登録されることは決して不自然ではない。いわば、代表者による登録と評価すべき状態である。⁴ 以上からすると、信販会社へのペナルティーという発想は適切ではない。

また、仮に、信販会社へのペナルティーを肯定するとしても、どの程度の不利益が適切かということと、債務者や一般債権者が利益を受けて良いか、という問題は別である。即ち、二当事者間の所有権留保であれば買主の責任財産を構成することではなく、信販会社を利用しなければ売買契約を締結できなかった買主が、代金を完済していないのに所有権を得る結果になること、さらに、実体法上は信販会社が優先するのに、倒産手続では結果的に他の債権者が優先してしまうことの正当化は、別に検討されなければならない。

そこで、本稿では、実務の健全な努力は可能な限り認められるべきであり、法的な検討が机上の空論にならないよ

うに、共通認識として理解しておくべき実態や前提を確認し、それを意識した法的な問題点、検討における留意点を指摘する。

一 新車販売の実態と道路運送車両法

(1) 新車販売の実態

新車の販売は、基本的に、各地域で設立されている各製造メーカーとフランチャイズ関係にある販売会社によって行われる。新車の買主は、販売会社のショールームに向いて商談をし、契約締結後に、販売会社は製造メーカーに買主が注文した車種につき色やオプションを指定して発注することになる。その後、販売会社が新車につき(2)で述べた登録を行って、買主に自動車を引き渡すことになる。この過程で、法的に注意すべき点は、次の三点である。

第一に、「売買契約の目的物」である。販売会社と買主の間では、将来物かつ種類物が目的物となっている。したがって、買主は自己の名で登録され車検証が備え付けられた自動車の引き渡しを受けるまでは、履行請求権を持つ。つまり、多重譲渡が想定されず、多重譲渡を解決するための対抗要件の出番は、ほとんど起らない個人間の中古車販売である⁽⁶⁾。

第二に、「登録」である。新車の販売において、事前に登録制度を買主が確認することはない。また、登録は運行供用前に必要なため、買主が引き渡しを受けて申請することは考えられない。登録は販売会社に依頼せざるを得ないし、販売会社は買主名の登録・車検証を備え付けた自動車を引き渡す義務がある。また、自動車は、個人であれば三〜五年の間で買い替えに伴って下取りや買い取りがなされることがほとんどである。所有権留保が付されている場合において、買い替え車の売主が所有者の登録を有する販売会社であれば、販売会社は自動車を下取りして、次の契約

の代金に充当した上で、下取りした車は中古車として販売することになる。さらに、中古車として販売する際にも所有権留付付きとなれば、一貫して所有権が販売会社に帰属するため、登録の変更申請の必要がない。この点も、当初から販売会社名義で登録される理由である。また、中古車業者に買い取りを依頼する場合、中古車業者は、買い取り代金を支払うと共に、売主から委任状、印鑑証明書、譲渡証明書への必要事項の記載と押印を得ておく。その後、中古車業者が新たな買主への登録名義の移転を行う。この場合において、販売会社の登録（所有権留付）がされているときは、中古車業者は、販売会社に代金完済の有無を問い合わせ、販売会社と信販会社に残債があれば清算し、完済しているときは、必要な書類を販売会社から入手することになる。以上から、物（担保）管理は販売会社が担当しており、代金完済後も買主に登録が移転されないままのことが多い。

第三に「代金の支払い方法」である。買主が代金を一括で支払えない場合は、資金を確保する必要がある。まず、銀行・信金系の自動車ローンを利用する場合は、保証方式であり所有権留保は用いられていない。実態としては、販売会社との契約交渉と別に金融機関への申込、審査が必要であり、手間がかかる。次に、一般の信販会社（オリコ、ジャックス、セディナ等）あるいは製造メーカー系列の信販会社（トヨタファイナンス、日産フィナンシャルサービス等）を利用する場合は、担保として所有権留保が用いられる。両者の違いは、冒頭で述べたように、製造メーカー系列の信販会社の契約書では、販売会社の債権も担保することを承認し、担保の共有化が定められていることである。したがって、一般の信販会社の場合において、販売会社の債権担保まで考慮していないときは、「できるのに登録移転を怠った信販会社は不利益を受けても仕方がない」との評価が妥当しても、製造メーカー系列の信販会社の場合は、前提が異なる。

(2) 道路運送車両法について

元々は、事業取締と事故防止のために車両整備をいかに確保するかが問題であった。⁵⁾ 一九四七年(昭和二年)の道路運送法の目的は「道路運送に関する秩序の確立及び事業の健全な発達並びに車輛の整備及び使用の適正化を図」ることであった。これに対して、一九五一年(昭和二六年)の道路運送車両法は、「道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図」と定め、自動車の技術面の要件が移管・整理され、検査は、事業取締の一部という位置づけではなく、技術的観点からの検査へと独立した。道路運送車両法については、次の四点が重要である。

第一に、所有権の「公証」である。実は、道路運送車両法(以下、条文数のみ記す)は、道路運送法と自動車抵当法の三法と同時に、昭和二六年の国会に提出された。衆議院運輸委員会において山崎運輸大臣は、自動車の登録制度を整備充実することで、①自動車の実態把握、②盗難予防の徹底、③自動車を目的とする私法関係の安全の確保に資する、と説明している。そして、③については、自動車抵当法案の提出理由において、「老朽車をすみやかに新車に改めて、車両の保安度を向上することと、これが実現のために金融の円滑化を確保いたしますことは、…自動車の動産抵当が必要と考える」と説明している。つまり、登録制度は③私法関係の安全が主目的として導入されたのではなく、さらに③私法関係の安全とは、老朽車を新車に代替えさせることの促進を意味したようである。⁹⁾

第二に、「登録」である。4条は「自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。」とし、5条は「登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。」と定める。規定の順からも危険物の管理を主目的とすることが明らかである。7条は、申請事項として「①車名及び型式、②車台番号、③原動機の型式、④所有者の氏名又は名称及び住所、⑤使用の本拠の位置、⑥取

得の原因」を挙げる。次の自動車検査証に関係するが、使用者は申請事項になっていない。なお、道路運送車両法では、所有者と別に使用者の定義等はなく、第三章「道路運送車両の保安基準」以下は、運行に責任を持つ使用者を主体とする内容が規定されている。

第三に、「自動車検査証（以下「車検証」という）」である。58条は「検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ」また66条は「備え付けなければ」自動車を「運行の用に供してはならない。」と定める。58条2項は「記載すべき事項は、国土交通省令で定める。」とし、道路運送車両法施行規則35条の3第4号が「使用者の氏名又は名称及び住所（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合にあっては、使用者及び所有者の氏名又は名称及び住所）」とする。¹⁰⁾

第四に、「移転登録」である。所有者の変更があったときの移転登録を定める13条は、「新所有者は」移転登録申請義務を負うと定め、同3項は車検証につき67条を準用し、同条は「使用者は」自動車検査証の記入の申請をしなければならずと定める。つまり、最判平22年で問題になったように、販売会社から信販会社に登録を移転するためには、当事者のみならず、権利移転につき第三者である使用者（買主）の当事者的関与が不可避である。さらに、自動車に車検証を備え付けなければ運行してはならない以上、使用者は、登録手続中は、例えば自動車ごと販売会社に預けるか、検査証のみ預けて自動車を使用しない、という制約を受けてしまう。

以上から、登録は、①実態把握という点からは台数・車名や個人・法人の情報に意味があり、②盗難予防という点からは盗難後の売却が困難になるからであり、③抵当権設定という点からは前提としての位置づけということになる。また、①は現時点（あるいは一年の内定められた日）の登録情報が重要であるから、不動産登記と異なり、所有権の移転過程を忠実に記すという要請もない。さらに、「公証」という点も、抵当権設定後に他人物であるという主張

から抵当権設定を無効としないための法技術と解することになる。^①そして、(1)で指摘したように、新車販売で多重譲渡は起こらない。その上、新車の買主としてまた売主としても、売買において登録を調査・確認し事前に登録申請する必要は無い。そうすると、今日的には、登録制度は、事実上、所有権留保のための登録、つまり担保の存在の公示と他の債権者への対抗力を発揮する場面で機能する存在ということになる。^②

ところで、車検証は、登録制度の謄本ではなく検査のための証書であり別の存在である。もともと、所有者と使用者が必ず明記されている車検証が自動車に備え付けられており、車検証の存在は公知であり、誰でも閲覧できる状態にある。そうすると、取引前に登録内容を閲覧する実態・要請が無いこと、登録制度があっても動産であり動産自体から情報を得られることが望ましいことから、登録内容を反映している車検証の記載をもって担保の公示と対抗力と捉えるのが適切であろう。

以上から、少なくとも、製造メーカー系列の信販会社の場合の契約内容(担保の共有化さらに最終的には販売会社の単独所有権留保に戻る)では、使用者に過度の負担を課してまで、担保としての一時的な登録移転が制度上予定されているとはいえない。^③また、他の債権者との関係においても、代表者による登録がなされていれば、権利の優劣関係は明らかである。つまり、自動車に備え付けられている車検証の使用者と所有者が同一でなければ、所有権留保付であることは公示され効力が確保されていると扱うのが実態に即しているのではないだろうか。

二 最裁判22年以降の判決例

平時においては、これまでどおり、登録が販売会社であるとしても、信販会社による所有権に基づく自動車の返還請求は認められている。^④例えば、東京地判平成24年10月10日(TKC25498214、日産、立替払)は、「本件

車両の引渡請求は、…クレジット契約に基づく正当な請求であるから、認容すべきである。」として、特に検討することなく、クレジット契約どりの権利義務関係を認める。

また、信販会社が有する所有権に基づく返還請求が認められる以上、買主による自動車の処分は不法行為となることも、これまでどおり判断されている¹⁵⁾。さらに、破産手続においても、一般の信販会社(立替払)が利用された事例であるが、車両使用権限不存在確認請求事件として、期限の利益喪失、所有権留保、自動車による弁済条項という請求原因事実から、破産管財人には自動車の使用権はないと判断されている¹⁶⁾。

このような中、最判平22年との関係で、注目すべき二つの判決がある。

第一に、神戸地判平成27年8月18日(金融法務事情2042号91頁、日産、立替払)は、破産者が購入した自動車について、支払停止により信販会社(被告)が所有権留保に基づいて破産者から自動車の引き渡しを受けて換価し、弁済に充当した行為につき、その後を開始された破産手続の破産管財人(原告)が、信販会社の所有権留保は破産管財人に対抗できず、破産債権者を侵害するとして、自動車の価額の償還を求めた事案である。判決は次のように述べる。

「本件売買契約における売買契約条項4条1項では、代金等の債務を完済した時に本件車両の所有権が破産者に移転することが合意されていたと認められるが、愛媛日産に対する代金は、被告による立替払によって完済されているから、これによって、本件車両の所有権は破産者に移転したものと見える。

また、本件立替払契約によれば、被告が本件立替払契約に基づく債権を担保するため、販売会社から本件車両の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解されるところ(前提事実(2イ)、被告が別除権として行使し得るのは、同債権を担保するために留保された上記所有権にすぎず(最高裁平成22年6月4日第二小法廷判決・民集64卷4号1107頁参照)、同部分を除くと、本件車両は、破産者の所有に係るものであるとすべきである。」

この判決では、契約内容から離れて、すなわち所有権移転に関する停止条件から離れて、内容・性質決定が行われている。判旨前半で、所有権が買主に移転すると明確に述べていることから、いったん買主に所有権が移転した上で、信販会社に所有権が譲渡担保に供されたと解する余地がある。しかし、判旨後半冒頭は、「その上で」とは記されており、また、末尾では「同部分を除くと」と記されているので、販売会社を頂点として買主と信販会社に所有権が分かれて移転したと解している。これは、最判平22年が自動車は破産者の責任財産を構成すると判示したとの理解から結論を導くための苦労とも思われる。しかし、合意から離れすぎること、所有権は渾一であること、占有と所有は別問題であること、分属を前提とする担保権は法定されていないこと、から、所有権の分属構成には無理がある。

第二に、札幌地判平成28年5月30日（裁判所ウェブサイトに、TKC25447998、トヨタ、保証）は、最判平22年を受けて「代位によって原債権を行使する」と明記された新約款に基づいて、信販会社（原告）が買主の破産手続において管財人である被告に対し自動車の引渡しを求めた事案である。判決は次のように述べる。

「原告が、販売会社から、本件割賦金等の取立て及び受領の委任を受けるとともに、本件破産者の委託を受けて本件割賦金等債務につき連帯保証すること、本件自動車の所有権は、販売会社の本件破産者に対する本件割賦金等債権を担保するために販売会社が留保すること、原告が、保証債務の履行として販売会社に本件割賦金等の残額を弁済した場合に、原告は、民法の規定に基づき、販売会社に代位して、本件割賦金等債権及び本件留保所有権を行使できることが合意されているものと認められる。

原告が、販売会社に対し、本件保証契約に基づいて本件割賦金等の残額を弁済した場合、本件破産者に対しては受託保証人としての求償権を取得すると共に、民法500条、501条により当然に販売会社に代位して、前記求償権の限度で、販売会社が本件破産者に対して有していた本件割賦金等債権及びその担保である本件留保所有権を行使で

きるようになるが、上記三者間の合意は、これと同趣旨の内容を定めたものと解され、原告が、前記弁済後に、販売会社が有する本件割賦金等債権とは異なる債権を独自に取得して、本件破産者との間で、これを被担保債権とする新たな担保権を設定するものではないと解される。：破産法49条2項の要請については、本件開始決定前に、本件自動車につき販売会社名義の所有登録がされたことにより、充たされているというべきである。」

この判決では、最判平22年とは法構造が異なることを理由としている。明快であり、拙稿の分析からも、最判平22年の理解に反するものではない。また、破産法上の問題についても次のように丁寧に説示する。

「イ 破産法49条の趣旨は、「1」破産手続開始時を基準として法律関係を整理するという点で効率的な破産手続の実現を図ること、及び「2」破産手続開始により個別の権利行使が禁止される一般債権者と破産手続によらない別除権を行使することができる債権者との衡平を図ることにあるものと解される。

しかしながら、：破産法49条2項が、実体法上の権利が認められるものについて、手続的理由でこれを制限する趣旨を定めたものとは解されず、：本件の場合、本件開始決定の前に、販売会社の所有名義で登録されたことよって、同条の要件は充たされているというべきである。

ウ 一般債権者の関係については、：販売会社が登録所有名義を有することで、本件破産者又はその一般債権者が本件自動車の交換価値を把握するものでないことは公示されていると認められるから、原告が、登録所有名義を得ずに、本件留保所有権を別除権として行使したとしても、一般債権者との衡平を害することにはならないと解される。

逆に、本件の場合、本件破産者は、本件割賦金等を7分の1程度弁済したにすぎず、本件自動車の交換価値を把握するに至っていないことは明らかであるが、原告が本件自動車の登録所有名義を得ていないことを理由にその別除権行使を否定するとすれば、いわば反射的に、本件自動車を本件破産者の一般財産に属するものとして扱わざるを得な

いことになるが、その結果はかえって不合理である。

エ 本件売買契約及び本件保証契約によれば、本件自動車の登録所有名義は、原則として販売会社とされる一方で、当初から原告とすることも可能であったとされる。

しかしながら、販売会社が契約成立と同時に全額の立替払いを受けるような事案とは異なり、本件においては、本件割賦金等が完済されるまでの間、その債権者は販売会社であって、本件自動車の所有権は実際に販売会社に留保されるべきこと、本件割賦金等については順調に弁済されるのが本来であり、保証人である原告が弁済して法定代位が生じるのは、いわば例外であること、完済時や転売時の本件自動車の登録名義の変更についても、東京都にある原告ではなく、札幌市にある販売会社と本件破産者との間で行うのが便宜であること等の事情を総合すると、本件自動車を販売会社の名義で登録したことは、一定の合理性が認められるといえるべきである。

また、原告の弁済後、本件自動車の登録所有名義を原告に変更することが可能であったことは被告が主張するとおりであるが、前述のとおり、原告が、少なくとも本件開始決定前に、本件破産者に対し本件留保所有権を行使するために、本件自動車の登録所有名義を得る必要はないと解されること、購入者の債務不履行により保証人が弁済するに至った場合であっても、その後、当該購入者について必ず破産手続が開始されるわけではないこと、登録所有名義の変更については、費用を要する以外に、手続に自動車検査証が必要であり、その備付けがなければ自動車を使用することができないなど、購入者に負担がかかること等を考慮すると、原告が保証人として弁済した以上、当然に本件自動車の登録所有名義の変更をすべきであったとはいえない。

オ 本件自動車の登録所有名義が販売会社のままである場合、本件割賦金等が弁済中であり、本件留保所有権はなお販売会社にあるのか、完済により権利は実質的に購入者に帰属しているが、名義変更の手続が行われていないに過ぎ

ないのか、保証人により弁済が行われ、法定地位により権利が移転しているのかの区別が困難であることは、被告の主張するとおりである。

しかしながら、少なくとも、本件自動車が販売会社の名義で登録されている以上、被告において直ちにこれを本件破産者の一般財産に属するものとして扱えないことについては、公示がされているというべきであるし、本件割賦金等の弁済の程度、本件破産者の期限の利益喪失の有無、受託保証人である原告の弁済の有無については、破産管財人である被告において調査可能な事項と解されるから、上述した問題点があることを理由に、画一的処理の要請から、本件開始決定前に原告が登録所有名義を得ない限り、別除権を行使することができないと解する理由はないというべきである。

カ 複数の保証人による保証債務の履行があつた場合に、留保所有権を行使できる者が直ちに明らかにならないことも、被告の主張するとおりであり、…この点が明らかになるとは解されない。

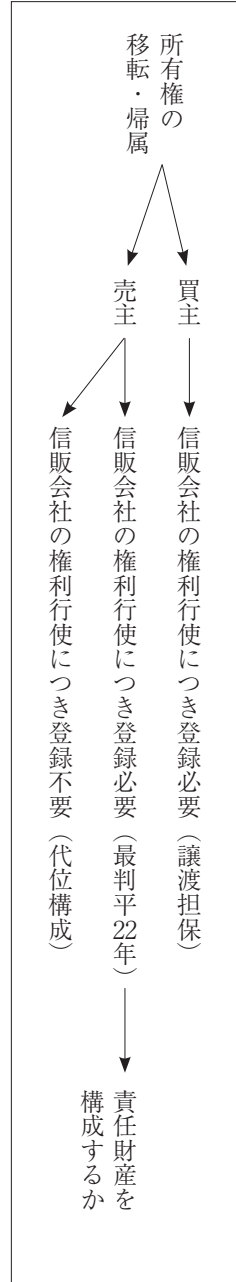
しかしながら、この点も実体法に従つて処理する以外にないと考えられ、複数の保証人による弁済があり得ることを理由に、本件留保所有権の行使に登録所有名義が必要と解することはできない。」

判決では、イからカまで 5 点の理由を挙げる。イ及びウは、代位構成を前提にするものであるが、代位構成だからこそ妥当する理由というわけではなく、さらに、エないしカは、代位構成以外においても妥当する理由である。

三 これまでに指摘された見解と本稿に基づく指摘

最初に、全体の関係を整理したものを図示する。多くの評釈が指摘するように、信販会社が担保としての所有権を有する過程・構造として、三つのものが考えられる。

(1)所有権の帰属



所有権留保の法律構成に関して、いわゆる「担保的構成」を徹底させ、現行法にはない担保権の設定と解する場合、あるいは価値の分属から直截に権利の分属を認める見解からは、買主に所有権が移転していることになる。¹⁷⁾ この見解の場合、所有権留保の被担保債権である代金債権はいったん消滅し、信販会社が独自に有する債権のための新たな担保権設定であるから代位の要素はなく、信販会社は一債権者として担保権を他の債権者に対抗することができるか、という問題になる。

もつとも、買主への所有権移転は、契約内容に明確に反するため採用し難いこと、最判平22年は、文言上、買主への所有権移転に言及しておらず、販賣会社から信販会社に所有権が合意によって移転すると明確に述べるため、この見解は採用されていないという理解が一般的である。しかし、この合意移転については問題があるため、(2)で改めて言及する。なお、ここで三点指摘しておく。

第一に、別除権という制度は、民法制定に先行した破産法制定において、「何が別除権、取戻権に該当するかは民法の議論に任せる」として法定された経緯がある。したがって、所有権を担保として用いる場合は、担保目的という

性質から取戻権ではなく別除権がふさわしい、という扱いは適切なものである。つまり、「担保権だから別除権」という命題は成り立つが、「別除権だから担保権」という命題が成り立つ訳ではない。¹⁸⁾

第二に、担保設定の当初より設定者に所有権が帰属することが明確な譲渡担保と異なり、所有権留保は、売買の付款であり、未だ買主に所有権が帰属していない状態である。設定者の所有物でなければ担保的効力を發揮しないが、「担保だから設定者所有物である」という命題も成り立つ訳ではない。所有権帰属の確定が先決問題である。¹⁹⁾

第三に、動産売買先取特権である。民法は先履行した売主は他の債権者に優先することを認めている。法による最低保障と考えれば、売買代金の消滅や原債権が信販会社に移転しつつ権利行使を認めない、という結論を軽々に採ることはできないのではないか。

(2) 代位構成と合意移転構成の関係

最判平 22 年は、合意による担保の移転あるいは設定という構成であり、原審が採用した代位構成と対立・二者択一的に検討されている。²⁰⁾ また、細かな契約内容や文言によって差を生じさせるのは適切ではないとすると、端的には合意を離れて、枠組み自体の法性決定がなされることになる。²¹⁾

このような視点から、最判平 22 年を再確認すると次の問題が現れてくる。まず、販売会社が把握する担保価値を他の債権者である信販会社に譲渡する点は、抵当権の譲渡を想起させる。担保権の附従性という原則からは、条文がある場合にのみ可能と思われる。この点を克服しても、抵当権の譲渡は被担保債権と担保価値支配（価値枠）の分離を認めるものであるが、販売会社の有する代金債権が立替払によって「消滅」としてと解するならば、被担保債権消滅後（あるいは同時）に担保価値支配（価値枠）が存続し移転することを認めなければならない。つまり、抵当権の譲渡以上に、

わが国では採用されていない、被担保債権の存在に依存しない担保権を承認する必要がある⁽²²⁾。もっとも、担保的側面を重視せず、所有権の移転として構成するならば、直接には附従性の問題が生じない。しかし、この場合、販売会社から信販会社に所有権が移転する原因行為がない。純粋な物権行為として認める必要がある。

そうすると、当事者の合意を前提に、これらの法体系上の問題を回避可能と理解して独自類型として法性決定をするか、あるいは、当事者の合意を離れ、端的に、いったん買主に所有権が移転した上で、信販会社に譲渡担保に供されたのと同じ状態であるという結果のみに着目し、倒産法上の処遇としては、同じ扱いをするという「判断」がなされたことと解することになる。後者の法性決定の場合、契約上は直接移転とあっても、いったん買主に移転した上で再度の所有権移転という手間を簡略化する意思と法性決定することになる⁽²³⁾。この場合、客観的な公示がない限りクレジツト会社を保護しないという理解⁽²⁴⁾及び被担保債権から手数料等を除いた割合的な行使を想定しない理解には親和的である。しかしながら、重要な法性決定を下した他の最高裁判決に比べると、最判平22年の説示内容からは、最高裁が上記の内容まで踏み込んだ見解を採っているとは思われない。

さらに、これまで、第三者弁済、債務引受、保証・物上保証が、融資とは法性決定されているわけではない。信販会社が行っている行為を融資と法性決定しないのであれば、代位においては、原債権と求償権は選択債権ではなく請求権競合とされているため、被担保債権の割合的な処理の可否は、法体系や実務及び判例との整合性を保った形で検討されなければならない。

以上から、拙稿で指摘したように、最判平22年は、「原債権ではなく求償権とそれに付随する債権も追加して併せた金額が請求された場合」の判断として解するのが適切であると考える。

(3)買主の責任財産を構成するのか

既に、代金を完済していない債務者に所有権が帰属してしまうことになると思外の利益となり、あるいは、DIP型の手続であったことへの心理的抵抗が指摘されている⁽²⁵⁾。しかし、実体法の観点から検討すべきは、債務者ではなく、債権者同士の関係である。担保とは他の債権者に優先することが目論まれているのであるから、結果として他の債権者が当該財産から配当を受けてしまうことが実体法に反する。破産者に当初から帰属する財産に設定される担保(抵当権、譲渡担保)であれば、「権利を行使することができない」という命題と「一般債権の引当てになる」という命題は両立する関係にある。しかし、未だ破産者に帰属していない財産であり、破産者に帰属するのは期待権である場合(所有権留保)は、両名題は両立しない。つまり、信販会社が對抗要件を具備していなかったことのペナルティーと発想するとしても、未登記抵当権と異なり、実体法上の根拠なく権利変動まで認めてしまうことは適切ではない⁽²⁶⁾。あくまでも期待権が責任財産であるから、別除権の否定は、「倒産手続外で担保権者による」ことが否定されたのであり、倒産手続内で、自動車の返却か残代金の支払を選択できる状況にあると解すべきであろう⁽²⁷⁾。

あるいは、利害関係人の地位・優先順位を倒産手続の時点で固定し、これらの者の権利関係を適切に調整することを可能にするという倒産法制上の要請から、所有権が帰属していない財産を責任財産とすることは正当化されるだろうか。この点は、登録自体は存在し、そもそも一般債権者が把握できない財産であることが公示されている点の評価にかかると、倒産法上の要請として「誰が」把握する価値・財産かまでも正確に公示されていることが必要かどうかである。一般に法定代位では原債権者の登記・登録で足りること、また、一で述べた実態、さらに車検証に登録されている者に問い合わせることで権利者の調査は容易なことからすると、正当化は困難ではないだろうか⁽²⁸⁾。とりわけ、製造メーカー系列の信販会社の場合は、担保の共有化であり、代表者による登録はされている。仮に、限に販

売会社が何ら債権を有していないとしても、信販会社に対し、一で述べた内容からは仮登記並の評価を与えることが可能ではないだろうか。

(4) 破産手続開始後の登録の移転

まず、信販会社が事後的に登録を得て別除権行使を可能にすることができるか。最判平22年に対しては、販売会社から信販会社への合意による所有権移転を前提として、二重譲渡で譲受人の双方に対抗要件が具備されていないという状況に該当するから、今からであっても登録名義の移転を受けて所有権を別除権として行使し得る可能性が指摘されている³⁰⁾。また、法定地位は否定されていないとする立場からは、倒産手続開始後に登録を得て権利行使が可能と指摘されている³¹⁾。代表者による登録で十分とする私見からは、合意移転であっても登録移転は可能と考えることになる。次に、買主の責任財産を構成するとして、自動車を処分するためには登録名義の変更が必要となる。所有権は、販売会社から信販会社を経て買主に移転するのであれば、いわゆる中間省略登記の可否が問題となる。既に指摘したように所有権移転過程を忠実に記す必要は無いとしても、買主側に販売会社に対する移転請求権の根拠が無く、また、中間者である信販会社の同意が得られるとは思われない³²⁾。製造メーカー系列の信販会社の場合は、販売会社は、担保の共有化を理由に、移転を拒められると思われる³³⁾。

おわりに

本稿では、前号に掲載した最判平22年の「批評」では、十分に触れることのできなかつた点を述べた。

具体的には、自動車の登録制度は、私法上の権利関係を主目的とするものではないこと、その趣旨も自動車抵当を

可能にするためのものであり不動産登記とは全く異なること、取引実態において事前に登録を完備することは予定されていないこと、登録移転においては使用者も当事者の立場にあること、動産であるから備え付けられる車検証の記載が債権者の公示と効力確保にふさわしいこと、製造メーカー系列の信販会社の場合は担保の共有化であり代表者による登録がなされていること、が実態であると指摘した。また、法的な問題点としては、最判平22年が採ったとされる合意移転構成だと附従性を不要とする担保あるいは純粋な物権行為を正面から承認する必要があること、買主の責任財産を構成するのは期待権であるから自動車の返却か残代金支払の選択になること、登録自体は存在し権利者の確認は容易であること、仮に買主の責任財産を構成するとしても登録の変更ができないこと、を指摘した。

私見としては、実態に基づくと、販売会社による登録であっても信販会社による権利行使は法的に耐えられるものであり、代位構成あるいは合意による移転であつても被担保債権の割合的な行使を承認すべきと考える。

(1) 坂本隆一「倒産実務における自動車の(第三者)所有権留保に係る問題点の整理と今後の課題についての一考察」金法2042号は、派生問題を指摘し(20頁)、係争事例を示す(28頁)。

(2) 甲斐哲彦「対抗要件を具備していない担保権の破産・民事再生手続上の地位」司研116号は、同時廃止事件であれば当事者間の問題であり対抗要件が不要とする理解を問題視し(120頁)、権利保護要件として統一的に説明可能であり、倒産実務処理が明快でわかりやすくなると共に、実務も対抗要件を具備することになる統一的な理解の必要性を指摘する(135頁)。

(3) 各文献の各所にそのような価値判断が見受けられる。最判平22年の第一審判決も、「登録を怠ったことについて公示義務に反するものとして、対抗できなかったり、あるいは、効力の主張ができない法的仕組になっている」として「公示の責務を果したか否かで決するにふさわしい利益状況」と判示していた。

(4) 共有の登録も可能ではあるが、一で述べるように、抵当権設定との関係で可能であると解することになり、それ以外の点で、積極的に共有登録を要求すべき理由はないように思われる。

- (5) かつて、いわゆる「サブディーラー」と所有権留保」が論じられたが、流通過程では予定されていない者であるが故に、サブディーラーと呼称されている。この点については、拙稿「所有権留保に基づくディーラーからユーザーに対する返還請求再考」『法と政策をめぐる現代の変容』(2010年3月、成文堂) 99頁で論じた。
- (6) 中古車でも種類物として市場から調達されるのが一般的である。また、中古車販売においても買主は購入する際に整備点検を望むため、純粋な個人売買はほとんど行われていない。
- (7) 保証委託、集金委託、立替払、債権譲渡など、いくつかの種類がある。
- (8) 板垣暁「道路運送車両法の成立過程と日本の規制政策への影響」季刊北海学園大学経済論集58巻2号15頁。小川秀貴「道路運送車両法—その成立の歴史と背景—」経営戦略研究6号29頁。
- (9) 小川・前掲37頁。
- (10) 現在は、登録制度につき不動産登記法と同様に識別情報制度が導入されており、所有者欄のない車検証が本則となっている(通称、Bタイプといわれ、所有者情報は車検証の一番下の備考欄に記載される)。これにより、所有者が会社の場合の社名変更や所有者変更が一括して行えることになった(従来は使用者の委任状と車検証が必要であった)。一般の信販会社が使用しているようである。
- (11) 判例も「公証」という点にこだわっているとは考えられない。抵当制度が用いられない理由として、自動車が生産物として不動産並に扱われた時代が過ぎた点が挙げられるが、拙稿「自動車販売における契約形態と自動車抵当・所有権留保の比較・分析」動産抵当(動産譲渡登記)制度はどのような場合に利用されるのか」熊法110号1頁において、法制度として、移動することを常態とする自動車では占有権原のない抵当制度はそぐわない点を指摘した。
- (12) では、このような制度設計と現実の違いについて、制度を見直す必要は無いのか。平成22年11月から23年3月まで国土交通省自動車交通局において「自動車登録のあり方に関する検討会」が開催された。国土交通省のHP掲載(国土交通省自動車交通局技術安全部自動車情報課)の資料と議事録によると、公証制度のない軽自動車や他の高価な動産との比較で登録制度を維持する必要があるか、また、本稿との関係では、「割賦販売における実質的な債権者は(販売会社とは異なる)信販会社であり、販売会社を所有者として公示する意味はあるのか。(弁済完了後の)販売会社による留保解除の手続き、(債務不履行の場合の)信販会社による担保執行などの際の手間を考えると、公示制度がかえって足かせになっている可能性はないか。」が論じられた。委員からは「自動車の所有権の公示については、その財産価値に着目するのではなく、社会の主要な移動手段であるという自動車の特殊性に鑑み、安全の観点や責任問

題の観点等からその必要性を考えるべき。」「自動車の所有権の公示を行わない場合には、保険請求や損害賠償請求といった行為、自動車の仮差押えや強制執行（最高裁判所規則）などに多大な影響を及ぼす。」「自動車はクレジット販売が多く、取引の安定性は重要。所有権の公示は必要と考える。」との意見が出された。

(13) 製造メーカー系列の信販会社の場合は、契約内容で、販売会社は担保を放棄しているわけではない。一般の信販会社が活用するであろう B タイプでは、担保の共有化が体現できない。

(14) 東京地判平成 27 年 7 月 29 日 T K C 2 5 5 3 1 0 8 4 (BMW、立替払)、東京地判平成 27 年 5 月 27 日 T K C 2 5 5 3 0 3 5 8 (トヨタ、保証委託)、東京地判平成 27 年 2 月 26 日 T K C 2 5 5 2 4 0 1 3 (日産、立替払)、東京地判平成 26 年 11 月 13 日 T K C 2 5 5 2 2 7 9 7 (トヨタ、保証委託)、東京地判平成 23 年 1 月 14 日 2 0 1 1 W L J P C A 0 1 1 4 8 0 0 1 (ホンダ、立替払)。自動車の処分価格が安いとして争った事案であるため、各判決では、最判平成 22 年との関係は触れられていない。

(15) 東京地判平成 25 年 3 月 11 日 T K C 2 5 5 1 2 2 1 5 (日産)。

(16) 東京地判平成 26 年 7 月 3 日 T K C 2 5 5 2 0 7 7 2、東京地判平成 24 年 2 月 6 日 T K C 2 5 4 9 1 7 0 7。なお、いずれも同一の信販会社による請求であった。

(17) 学説等については、拙稿『所有権留保の法理』（信山社、2012年）275頁以下。

(18) 野上誠「判事も最判平成 22 年につき所有権は信販会社に帰属すると解すべき」（『所有者の登録名義を有していない自動車の留保所有権者が自動車を引き上げて債権の満足を受けた場合の否認可能性』判タ 1424号 6頁）。また、代物弁済と考えると買主に所有権が移転していないとする（同 9 頁）。もっとも、その上で、実行は執行行為としての性質を有し、破産法 162 条 1 項の「債務の消滅に関する行為」に該当し（同 17 頁）、登録ができたのであるから否認を認めても不当ではない（同 19 頁）、とする。

(19) この点、拙稿でも、かつての所有権移転時期をめぐる議論において動産については有償性を重視する見解が多くの賛同を得たこととの整合性を指摘した。

(20) 山田真紀「最高裁判所判例解説民事篇平成 22 年度」386 頁は、「被担保債権が異なる点をいって代位構成を否定しており、この点を重視すれば代位構成を排斥する旨の意思が含まれているとの理解も成り立つ」とする。加毛明「58 所有権留保と民事再生手続」倒産法判例百選 119 頁は、「当初の所有権留保の関係が消滅し、いったん買主に所有権が移転した上で、信販会社に所有権が譲渡担保に供されたと解する場合は二者択一となる。それ故に、当事者の合意次第では、法定代位による留保所有権の移転もあり得る」とする。

野上・前掲は、所有権が一個であることを理由とする(7頁)。

(21) 野上・前掲は、契約条項の形式的な違いではなく、契約内容を全体的に見渡して慎重に検討する必要を指摘し、代位構成の貫徹をしても22年判決の射程が及ぶ可能性があるとする(21頁)。坂本・前掲も、些細な条項での相違が結論を左右するのは相当ではないとして、金額が少しでも異なる場合は代位構成を認める余地は乏しいとして、契約ごとの類型を示唆するが、手数料等が含まれている以上は法定代位(承継)にならない(33・36頁)とする。もつとも、拙稿で分析したように、契約内容全体からの検討は逆に代位構成に親和的な理解も可能である。

(22) 信託法では、担保権信託として、被担保債権の債権者と担保権者の分離を認めている。この特例が、担保管理の問題として認められたのであれば、担保管理として代表者による登録は一部が名義信託の状態として否定的に解する必要はないように思われる。

(23) 法性決定であるから、「弁済によって移転する」と原因を示し、譲渡ではないと約定しても、採用されないことになる。

(24) 最判平22年が、客観的な公示がない限りクレジット会社を保護しないという考えを示したとみる余地もあるが(甲斐・前掲論文)、坂本・前掲は、倒産手続と法定代位に関する最判平23年11月22日民集65巻8号3165頁を引合いに出し、別除権付債権に関する法定代位は当然に認められ、その前提が一般債権者がもともと原債権者の権利行使を受容せざるを得ない立場に合ったことを理由として、本稿が取上げるような事案では、手数料が計上されている場合にまで一般債権者が受容せざるを得ない立場にあるとはいえないとする(31頁)。

(25) 関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位(下)」判時2174号8頁。

(26) 例えば、野上・前掲19頁は、所有権は移転していないとしつつ、別除権が行使できないから一般債権の引当てになり、他の債権者に対抗することができないのだから実行に有害性を認める。なお、未登記抵当権の判例(最判昭46・7・16)を挙げるが、一般債権者との関係では、登録自体はあるため、事案が異なるであろう。

(27) 同旨として田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」『財産法の新動向』(信山社、2012年)250頁。

(28) 田頭章一「批判」リマークス43号137頁は、「最判平22年のいう『衡平』から、立替払による代位の場合には、販売会社に登録があれば、信販会社に登録を要せず別除権の主張を認める立場が採用されやすくなった。登録を有する販売会社者が残代金債権に別除権を行使することができ、弁済者代位は民法が特別に認めた効果であるから、販売会社の従前の地位を引き継いだ信販会社が把握している目的物の価値を、再生手続が開始されたという理由だけで、一般債権者に移転することが正当か、という形で問われなければ

ならない。私見としては、一般債権者全体に対して、衡平に反する利益を与える。」とする。

(29) 関・前掲 6 頁は、「自ら」について登録が必要かどうかを検討し、私見として登録が必要とされる。もともと、その理由は多重譲渡がなされた場合に譲渡人に登録がある限り、譲受人のすべてが再生債務者に引渡請求をなし得る場合を危惧されるためである。本稿からは、新車販売ではこの危惧は当たらないことになる。

(30) 野村秀敏「批判」金商 1353 号 17 頁。

(31) 中井康之「担保付債権の移転と倒産手続について」ジュリスト 1444 号 (77、78 頁) は、「法定代位の一般論として、付記登記のないことを理由に担保権の行使を認めないとすれば、債権者の把握していた担保価値が債務者の一般財産へ帰属し、保証人の犠牲の下に一般債権者が利益を得る結果となり不当である。抵当権の被担保債権が譲渡され對抗要件が具備された場合に抵当権について移転の付記登記が未了のままに債務者に倒産手続が開始しても、債権の譲受人は抵当権を倒産管財人に主張できる。抵当権を実行するためには倒産手続開始後であっても付記登記を経れば足りるのと同じと解して良い。」とする。もともと、最判平 22 年については、登録を有する販売会社に被担保債権が存在しないことを理由に否定される。

(32) 野上・前掲 11 頁注 26 及び 10 頁注 19。田高寛貴「批評」金法 1950 号 61 頁も、販売会社の登録名義移転の抗弁を示唆する。

(33) 根拠として担保保存義務が想定できる。倒産手続上別除権の行使が認められない点の影響は、私見では「求償権とそれに付随する債権も追加して併せた金額が請求された場合」の問題として、回避可能と考える。